

川崎市週休2日確保工事実施要領（営繕工事編）

（目的）

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づく建設業における担い手の確保を図るため、営繕工事における週休2日の取組において必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、それぞれ各項に定めるところによる。

1 週休2日

- （1）完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- （2）月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- （3）通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

2 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

3 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

4 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

（週休2日の達成基準）

第3条 週休2日の達成基準は以下のとおりとする。

- （1）完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。
- （2）月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。
- （3）通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28

日)以上の水準に達していることをもって判断する。なお、現場閉所日(現場休息日)を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日(土日)に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第4条 本実施要領は本市営繕工事に適用する。ただし、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

(発注方式)

第5条 次の発注者指定方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

- (1) 発注者指定方式 発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する方式(原則すべての工事を対象とする。)
- (2) 受注者希望方式 受注者が工事着手前に発注者に対して「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式(通期の週休2日は必須)

(確保工事の実施)

第6条 発注者が指定する工事については、受注者は現場着手日の前日までに休日取得計画・実績書(様式1)を監督員に提出するものとし、実施期間内は工事現場における週休2日を確保しなければならない。

- 2 受注者は、監督員と協議を行い、やむを得ない事由などにより実施困難な状況であると認められる場合には、週休2日確保工事実施変更届(様式2)を監督員に提出し、実施を取りやめることができる。ただし、週休2日確保工事実施変更届(様式2)は工事完成期限の1か月前までに提出することとする。

(確保工事の取り組み内容)

第7条 受注者は、契約した請負金額及び工期の中で確保工事を実施するものとし、週休2日を事由として工期を変更することはできない。

- 2 受注者は、当月の休日取得計画の変更については、休日取得計画・実績書(様式1)を前月末日までに、前月の休日取得実績については休日取得計画・実績書(様式1)に追記して、翌月までに、監督員に提出するものとする。

- 3 受注者は、やむを得ない理由により作業を行う必要が生じた場合など、監督員が相当と認めるときは、休日取得予定日でも作業を行うことができるが、現場閉所日数には含めない。

- 4 受注者は、工事現場における公衆の見やすい場所に、確保工事である旨を明示するものをして次に掲げる事項を記載したA3サイズ以上の大きさの看板を設置するものとする。

(1) 週休2日確保工事 完全週休2日(土日)、月単位の週休2日、通期の週休2日を明示すること。

(2) 概要 建設業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事であること。

(3) 発注者及び受注者の名称

(週休2日の実施確認)

第8条 受注者は、第7条第2項に規定する様式1の提出及び作業日報の提示により監督員の確認を受ける。

(工事成績評定への反映)

第9条 監督員は、確保工事を実施した場合は、工事完了後、前条の履行確認を行うことにより工事成績評定へ反映させる。

2 監督員は、前条において第3条第1項第1号(完全週休2日(土日))または、第2号(月単位の週休2日)の実績を確認した場合は、1点を加点する。

3 監督員は、前条において第3条第1項第3号(通期の週休2日)の実績に達成しなかった場合において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、1点を減点するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、その日以後に入札公告又は指名通知される工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、その日以後に入札公告又は指名通知される工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行し、設計年月が令和6年8月の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行し、設計年月が令和7年8月の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和8年2月1日から施行し、設計年月が令和8年2月の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和8年8月1日から施行し、設計年月が令和8年8月の工事から適用する。